

生徒指導関連事業の紹介（いじめ問題等に対する取組）

義務教育課

いじめの未然防止について

いじめ問題を考える週間

学期始めに、すべての公立学校の全学級において、いじめ問題に関する授業、アンケート、相談、講演等を実施する週を設け、児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であること、絶対に自ら命を絶ってはならないこと等を伝えることにより、いじめ問題の解決を図ります。

生徒指導アドバイザー派遣

臨床心理士や法律の専門家である弁護士等を学校に派遣し、いじめは刑事罰に該当する行為であることなど、法的側面からのいじめ予防授業や職員への研修等を行います。

いじめ防止子どもサミット

県内の児童生徒がさまざまな活動を通して交流したり、主体的に議論し合ったりするなどの取組を通して、いじめの防止について地域や校種を超えて共に考えます。

リーフレット等の配布

いじめ問題の理解と適切な対応の在り方についてまとめたリーフレット等を配布します。

- ・ 「いじめ対策必携」教職員用
- ・ 「いじめ対策リーフレット」家庭用

いじめの早期発見について

いじめの相談窓口

○ かごしま教育ホットライン24

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者が、いつでも相談できるよう夜間・休日を含めた24時間対応可能な相談体制の整備を行い、いじめ問題の早期解決を図ります。

- | | |
|----------|-------------------------|
| ・ 全国統一 | 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 |
| ・ 固定電話専用 | 0 1 2 0 - 7 8 3 - 5 7 4 |
| ・ 通話料有料 | 0 9 9 - 2 9 4 - 2 2 0 0 |

○ SNSを活用した相談・通報事業

相談アプリ又はウェブサイトによる、双方向のやりとり等を通し、児童生徒の悩みの解決を図ります。（4/1～3/31期間延長実施）

学校生活アンケートの実施

児童生徒の状況をきめ細かく把握できるよう生活アンケートの年5回以上の実施を推進しています。

（「学校楽しいーと」等との組み合わせも可）

対処に向けた体制づくりについて

いじめ防止等に関する研修会の実施

- 県教育委員会における研修会等
- ・ 各教育事務所・各市町村教委指導主事等会議（年2回）
 - ・ 地区生徒指導担当者等研修会（年1回）
 - ・ 県総合教育センター「生徒指導実践力・チーム力向上プログラム」（10講座）



スクールカウンセラー等の配置

いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談を行うため、児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣します。

配置数：87人

全公立小・中・義務教育学校、特別支援学校に派遣、緊急派遣については県立高校も対象

SCスーパーバイザーの設置（新規）

スクールカウンセラーの資質向上、緊急・困難事案への対応、教職員の資質向上等による生徒指導体制の機能強化及び教職員相談体制の充実に努めます。

スクールソーシャルワーカーの活用

福祉等関係機関との連携を通じた児童生徒の生活環境等への働きかけにより、児童生徒の課題解決を図るため、福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。（41市町村における配置数：86人）

スクールサポーターとの連携

学校と警察の「橋渡し役」として、県警が配置するスクールサポーター（警察OB等）が学校を訪問し、児童生徒の非行防止・安全確保等に関する助言等を行います。（配置数：12人）

その他の取組について

SOSの出し方に関する授業

児童生徒が問題や悩みを抱えたとき、どのようにして助けを求めればよいのかを、具体的なかつ実践的な方法で児童生徒が学ぶ本授業の全校の実施を推進します。

（各地区1校、計8校をモデル校として指定）